

島外での通院並びに入院等にかかる船舶運賃及び宿泊費の補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、専門的な治療が必要な方で長期的かつ定期的な治療が必要となる場合において、治療目的で渡航する船舶運賃及び宿泊費を補助することにより経済的な負担を軽減し適切な受診ができることを目的として必要な事項を定める。その交付に関しては、沖縄県離島患者等通院費支援事業補助金交付要綱及び事業実施マニュアルに定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 補助金の交付は本村に居住し、かつ、住民基本台帳に記録された者で、公共料金等の滞納がなく、本村から沖縄本島の医療機関（以下「島外医療機関」という。）に通院する別表1に掲げる離島患者等とする。

(補助金の額)

第3条 補助金は償還払いとし、船舶運賃及び宿泊費を助成する。船舶運賃は離島住民向け運賃の8割相当額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。宿泊費は1泊あたり7,000円を上限とし、これに補助対象となる通院に係る必要最低限の宿泊数を乗じて得た額とする。

(補助金の申請)

第4条 島外での通院並びに入院に係る船舶運賃及び宿泊費の補助金申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を村長が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の事項に掲げる必要書類を添付しなければならない。

- (1) 船舶運賃往復チケットの乗船券又は領収書
- (2) 宿泊施設の領収書
- (3) 通院又は通所の内容がわかる書類（診療明細書、利用記録簿等）
- (4) 振込先口座の写し（初回申請時のみ）
- (5) 別表2に掲げる離島患者等ごとに必要な書類

3 前項の申請は、離島患者等が医療等の給付を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内に行わなければならない。

(補助金の支給)

第5条 村長は申請書を受理したときはその内容を審査し、当該申請にかかる補助金の支給を決定し、これを支給する。この場合において決定通知書は省略することができる。

(補助金等の返還)

第6条 村長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、その者に対し、その補助を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(補助金の経理)

第7条 村長は、補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の支払日の属する年度の終了後も5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第8条 その他この要綱の施行に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 座間味村妊産婦健診にかかる補助金交付要綱(平成29年5月1日要綱第2号)は廃止する。

別表 1

	患者等	定義	補助対象となる通院
1	生殖補助医療を受ける夫婦	生殖補助医療（体外受精及び顕微授精）を実施した夫婦。なお、主治医の判断により採卵前に精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行った場合も含む。（人工授精は除く） ただし、治療開始時の妻の年齢が43歳以上又は保険適用の回数を越えて治療を実施した夫婦を除く。	島外医療機関への生殖補助医療を受けるための通院とする。
2	一般不妊治療を受ける夫婦	保険適用となる一般不妊治療（タイミング法、人工授精）を実施した夫婦。	島外医療機関への一般不妊治療を受けるための通院とする。
3	不育治療・検査を受ける夫婦	保険適用となる不育治療・検査（流産や死産を2回以上繰返し、赤ちゃんを得られない方が実施する治療・検査）を実施した夫婦。 また、先進医療に指定されている不育症検査を実施した夫婦。	島外医療機関への不育治療・検査を受けるための通院とする。
4	妊産婦	母子保健法における妊産婦であって、同法に基づき市町村長に妊娠の届出を行い、市町村から母子健康手帳の交付を受けた者。	島外医療機関への母子保健法に基づき実施される妊婦健康診査及び産後1カ月目までの産婦健康診査を受けるため並びに出産するための通院とする。
5	未熟児及びその親権を行う者	母子保健法における未熟児であって、同法に基づき座間味村が給付する養育医療を受ける者。	母子保健法に基づく指定養育医療機関である島外医療機関への養育医療を受けるための通院とする。
6	がん患者	がん（悪性腫瘍、悪性新生物等）と診断された者。	島外医療機関へのがん治療を受けるための通院とする。
7	子宮頸がん予防ワクチン接種後に多様な症状を呈している患者	病院若しくは診療所の開設者又は医師から独立行政法人医薬品医療機器総合機構に、子宮頸がん予防ワクチンによる予防接種後副反応疑い報告が行われた者。ただし、予防接種法等の救済制度申請で因	島外医療機関への子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応疑いに係る治療を受けるための通院とする。

		果関係を否定された者を除く。	
8	小児慢性特定疾病児童等	児童福祉法に基づき沖縄県が交付する小児慢性特定疾病医療受給者証を有する者。	児童福祉法に基づく指定医療機関である島外医療機関への小児慢性特定疾病に係る治療を受けるための通院とする。
9	指定難病患者	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき沖縄県が交付する特定医療費（指定難病）受給者証を有する者。	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関である島外医療機関への指定難病に係る治療を受けるための通院とする。
10	特定疾患患者	平成13年3月29日付け健疾発第22号「特定疾患治療研究事業の実務上の取り扱い」に基づき沖縄県が交付する特定疾患医療受給者証を有する者。	沖縄県特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく委託医療機関である島外医療機関への特定疾患に係る治療を受けるための通院とする。
11	重度障害者（児）	身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則に定める身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者。 沖縄県療育手帳制度規程により療育手帳の交付を受けている者で、その知的障害の程度が最重度（A1）又は（A2）に該当する者。 精神保健福祉法の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が1級に該当する者。	医師が島外医療機関での治療が必要と認める通院とする。
12	自立支援等福祉制度利用者	障害者総合支援法や児童福祉法に基づき沖縄県又は市町村が交付する以下のいずれかの受給者証を有する者。 ・自立支援医療受給者証 ・療養介護医療受給者証 ・障害福祉サービス受給者証	障害者総合支援法や児童福祉法に基づく指定医療機関又は施設への通院又は通所であって、医師が島外医療機関での治療が必要と認めるものとする。

		・ 障害児通所受給者証	
13	がん検診の精密検査を受ける者	健康増進法に基づくがん検診又は前立腺がん検診の結果で要精密検査となった者。 健康保険法又は労働安全衛生法に基づくがん検診の結果で要精密検査となった者。	沖縄県がん検診精密検査協力医療機関名簿作成要領に基づく沖縄県がん検診精密検査協力医療機関である島外医療機関へのがん検診に係る精密検査を受けるための通院とする。なお、前立腺がん検診においては、泌尿器科への通院に限る。
14	生活保護を受給している者	生活保護法に基づき医療扶助を受けている者。	村内診療所医師が島外医療機関での治療が必要と認める通院とする。
15	その他島外での治療が必要と判断し、村長が認めたもの	上記の離島患者等のほか、専門的な医療機関への3カ月に1回以上かつ6カ月以上の継続的な通院が必要となった者。	医師が島外医療機関での治療が必要と認める以下の治療を受けるための通院とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 島外医療機関へのワクチン接種後の副反応疑いに係る治療。 ・ 小児慢性特定疾病の診断基準に満たない慢性疾患に係る治療。 ・ 指定難病の診断基準に満たない慢性疾患に係る治療。 ・ 慢性婦人科疾患に係る治療。 ・ 島外医療機関への手術（内視鏡治療を除く医療保険の適用を受ける診療）を要する疾病の治療。ただし、疾病の診断後から術後3カ月までとし、申請は一人につき年度内一回に限る。
16	上記の患者の付添人	上記の離島患者等の島外医療機関への通院に同行し、支援する者として座間味村が認めるもの。 <p style="margin-left: 2em;">なお、付添人は、離島患者等が、未成年者、介護保険法における要介護者若しくは要支援者又は医師が通院のために必要であると認め</p>	

		る者であって、座間味村が付添を要すると認めるものに限り 1 名まで（離島患者等が 18 歳未満の場合は 2 名まで、ただし自立支援等福祉制度利用者を除く）を対象とする。	
--	--	--	--

別表 2

	患者等	必要書類	備考
1	生殖補助医療を受ける夫婦	・島外の医療施設における治療等の必要性に係る意見書（以下「意見書」という。）（県要綱様式第9号）	
2	一般不妊治療を受ける夫婦	・意見書（県要綱様式第9号）	
3	不育治療を受ける夫婦	・意見書（県要綱様式第9号）	
4	未熟児	・養育医療給付決定通知書の写し又は養育医療意見書の写し	
5	妊産婦	・母子健康手帳の写し	
6	がん患者	・診断書、診療報酬明細書、又は意見書（県要綱様式第9号）	
7	子宮頸がん予防ワクチン接種後に多様な症状を呈している患者	・沖縄県保健医療介護部地域保健課感染症対策班から送付される「予防接種後副反応疑い報告書」 ・認定結果通知若しくは機構の判定結果通知等 ・救済制度申請に係る書類の写し※ ¹	※ ¹ 任意接種の場合
8	小児慢性特定疾病児童等	小児慢性特定疾病医療受給者証の写し	
9	指定難病患者	特定医療費（指定難病）医療費受給者証の写し	
10	特定疾患患者	特定疾病医療受給者証の写し	
11	重度障害者（児）	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し ・意見書（県要綱様式第9号）	
12	自立支援等福祉制度利用者	・自立支援医療受給者証、療養介護医療受給者証、障害福祉サービス受給者証、障害児通所受給者証の写し ・意見書（様式第2号）	
13	がん検診の精密検査を受ける者	・がん検診の結果の写し ※初回のみ ・診療明細書等の検査日、受診医療機関、精密検査の方法、精密検査の結果が分かるもの	
14	生活保護を受給している者	・生活保護受給者証の写し ・意見書（様式第2号）	
15	その他島外での治療が必要と判断し、村長が認めたもの	・意見書（様式第2号）	

16	上記の患者の付添人※ ²	<p>【付添人を認める場合】</p> <p><未成年></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票又は身分証 ※生年月日の分かるもの <p><要介護者又は要支援者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証又は要介護認定結果通知書の写し <p><医師が必要と認める者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見書（県要綱様式第9号）（様式第2号） 	<p>※² 沖縄県保健医療介護部が作成する事業概要及び事業実施マニュアル（離島患者等通院費支援事業）を参照</p>
----	-------------------------	---	--